

事業経営のための資金繰りを検討の区内事業者の皆様へ

大田区中小企業融資あっせん制度をご活用ください！

区が低利の融資を取扱金融機関にあっせん、取扱金融機関が融資を実行し、区が支払利子の一部又は全部を補給する制度です。

※本制度は、区が直接融資するものではなく、融資の可否及び融資額については、金融機関等の審査によります。

主なメニュー紹介

制度利用の場合の利子本人負担 **0%~0.6%**

※本案内は令和8年4月1日時点の内容です。

経営強化資金

中東情勢緊迫化の影響など様々な要因により売上が減少し、経営安定のための運転資金が必要な方へ

主な要件	1 区内に本店登記地(個人の場合は住民登録地)又は事業所を1年3か月以上有し、同一事業を原則として同一場所で1年3か月以上営んでいること。 2 最近3か月又は1年間の売上高が前年又は前々年と比較して5%以上減少し、事業経営のための運転資金を必要としていること。		
融資限度額	1,000万円	融資期間	84か月以内(据置12か月以内を含む)
名目利率	1.5%以下	利子補給率	1.3% (小口資金枠は全額)

小規模企業特別事業資金

運転資金が必要な小規模事業者の方へ

主な要件	1 常時使用する従業員数が20人(卸小売・サービス業は5人)以下であること。 2 前決算期の事業主の総所得(法人は代表者が受ける役員報酬)が800万円以下であること。 3 前決算期の年間売上高が2億円以下であること。		
融資限度額	300万円	融資期間	60か月以内(据置6か月以内を含む)
名目利率	1.5%以下	利子補給率	1.3% (小口資金枠は全額)

そのほか、目的の資金用途(運転or設備)に応じたメニューをご検討ください。

資金名称	融資限度額	名目利率	利子補給率
一般運転資金	2,000万円	1.8%以下	1.2% (小口資金枠は1.4%)
一般設備資金	3,000万円		

※ あっせん制度の利用には上表以外にも対象要件がございます。

ご利用の際には、[区のホームページ](#)又は「[大田区中小企業融資あっせん制度のご案内](#)」
[パンフレット](#)を必ずご確認ください。

！ 小口資金枠は、信用保証協会の「小口零細企業保証制度」が利用可能な方が対象です。「小口零細企業保証制度」は、常時使用する従業員数が20人(卸小売・サービス業は5人)以下の小規模事業者が2,000万円(既存の信用保証付融資残高含む)まで利用可能な保証制度です。

【問合せ先】

大田区 産業経済部 産業経済課 融資係

電話03-3733-6185

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPiO 4階